

採用試験

平成30年度石狩管内 町村職員採用資格試験

～平成30年4月1日採用予定～

▼受験資格

・初級職

【一般事務】平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、高校卒業程度以上の学力を有する者または平成30年3月卒業見込みの者。

・上級職

【一般行政、土木、建築】平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業または平成30年3月卒業見込みの者。

【保健師】平成2年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業または平成30年3月卒業見込みで、保健師資格を有する者または平成30年3月までに取得見込みの者。

・社会人

【一般事務】昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による高等学校(大学院、大学、短期大学および高等専門学校の卒業を含む)を卒業し、かつ、民間企業等における職務経験が直近7年中5年間以上ある者。

【情報処理】昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による高等学校(大学院、大学、短期大学および高等専門学校の卒業を含む)を卒業し、かつ、以下の条件を全て満たす者。

<採用予定数>

町村名	初級職	上級職				社会人	
	一般事務	一般行政	土木	建築	保健師	一般事務	情報処理
当別町	2	2	1	1	1	2	—
新篠津村	—	2	—	—	—	—	1

①民間企業等における職務経験が直近7年中5年間以上ある者。

②上記5年の職務経験のうち、次のいずれかの職務経験が3年間以上ある者。

・ネットワーク設計、機器選定、構築、確認及び保守
・Java/Visual Studio/.NET/PHP等のWeb・オープン系の開発経験

▼一次試験日 9月17日(日)

▼試験会場 北海道医療大学(当別町金沢1757)

▼受験用紙の請求方法

願書は役場総務課・太美出張所(太美郵便局内)・石狩町村会に備え置きます。郵送を希望する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4判)を入れて、石狩町村会まで郵送で請求してください。

▼受付期間

7月3日(月)～8月4日(金)、9時～17時
※土・日曜日、祝日を除く。

▼申込先 石狩町村会(〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館6階)

■問合せ 役場総務課人事係(☎23-2330)
石狩町村会(☎011-261-6510)

給付金

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請期限は 8月4日まで!

平成28年度分の町民税(均等割)が課税(または課税者に扶養等)されていない方を対象に「臨時福祉給付金(経済対策分)」が支給されます(生活保護世帯は除く)。対象と思われる方には申請書、案内文書等を送付していますので、期日までに申請してください。

◎申請手続き等

町から送付された申請書に必要事項を記入し、本人を確認する書類等を返信用封筒に入れ、**8月4日(金)までに返送してください。**

問合せ

臨時福祉給付金
実施本部(ゆとろ内)
☎25-2667

※平成28年1月2日以降に当別町に転入された方は、前住所地での申請となりますので、前住所地の所在市区町村へご確認ください。

※給付金の対象と思われる方で申請書等が送付されていない場合は、**至急**お問合せください。

▼給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

町や厚生労働省などからATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすること、手数料などの振込を求めること等は、絶対にありません。

後期高齢者医療

問合せ
住民課国保・後期高齢者医療係
☎23-2467

平成29年度保険料・保険証（被保険者証）の更新

●平成29年度保険料は7月中旬に個別にお知らせします

《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} + \end{array} \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{（平成28年中の所得-33万円）} \times 10.51\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額57万円】} \\ \text{（100円未満切り捨て）} \end{array}$$

■年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

●保険証と減額認定証が新しくなります

現在ご使用の「後期高齢者医療被保険者証」「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」は、有効期限が平成29年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証等を郵送により交付します。

■新しい保険証は「**黄色**」
減額認定証は「**だいたい色**」になります。

医療費助成制度をご存知ですか？

問合せ
保健福祉課
保健医療係（ゆとろ内）
☎23-2346

保険診療の自己負担分を町が助成します。
年齢や世帯の住民税課税状況によって一部負担金があります。

【乳幼児等医療費】

- ・入院にかかる医療費：0歳～18歳の年度末まで無料
- ・通院にかかる医療費：0歳～小学校就学前まで初診時一部負担金のみ負担

【重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費】

- ・住民税課税世帯：医療費の一部を負担
 - ・住民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ負担
- ※ただし、18歳の年度末までの入院及び小学校就学前までの通院については、乳幼児等医療費と同じ助成が受けられます。

制度種別	対象者	手続きに必要なもの
乳幼児等医療費	①入院及び指定訪問看護は、18歳の年度末までの児童 ②通院は、小学校就学前までの児童	・対象児童の健康保険証 ・印鑑
重度心身障がい者医療費	①身体障害者手帳1・2級の方と3級の内部障がいの方 ②療育手帳A判定の方、または重度の知的障がいと診断された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方（入院は対象外）	・対象者の健康保険証 ・印鑑 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
ひとり親家庭等医療費	①ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている児童とその親 ②両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている児童 ※対象期間は児童の20歳の誕生日の末日まで（18歳以上の児童は在学証明書等の扶養されている旨の証明が必要） ※児童は入院と通院、その親は入院のみ助成対象	・対象者全員の健康保険証 ・印鑑 ・児童扶養手当証書または対象者全員の戸籍謄（抄）本（離婚日等が分かるもの）

※初診時一部負担金は、医科580円、歯科510円、柔道整復270円（乳幼児等医療は除く）。

※自己負担の月額上限は入院44,400円、通院12,000円。

※入院時食事代、差額ベット代、薬の容器代、文書料等の保険外は助成対象となりません。

■これらの制度には所得の制限があります。

■平成29年1月1日時点で当別町に住民登録のない方は、「平成29年度所得・課税証明書」が必要です。

■平成29年1月1日時点で当別町に在住していても、所得の申告をしていない方は所得判定ができません。役場税務課税務係で申告をしてください。

■受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届け出をしてください。

- ①健康保険証が変更になったとき
- ②他市町村に転出するとき
- ③転居したとき
- ④死亡したとき
- ⑤ひとり親家庭等は婚姻（事実婚含む）したとき